

## 2. イギリス保健省が発表した 死後画像診断サービスに関する報告書 その4

塩谷 清司 聖隷富士病院放射線科  
小林 智哉 筑波メディカルセンター病院放射線技術科  
飯野 守男 鳥取大学医学部法医学分野

2012年10月26日、イギリスの「死後・法医学・災害時の画像診断を国民保健サービスに導入する保健省サブグループ」は、「CT, MRI を利用した死後画像診断は、侵襲的な解剖の補助または代替として、国民保健サービス内で実行可能か?」という題名の報告書を発表した<sup>1)</sup>。そして、われわれは、本誌2013～2015年のそれぞれ1月号で同報告書の概要を報告した<sup>2)~4)</sup>。本稿では、報告書の第3節第1小節「死後画像診断の社会基盤」、第2小節「画像の保存、保管、検索」を紹介する。

### 死後画像診断の 社会基盤\*1 (表1)

#### ●死後画像診断事業

報告書執筆者グループ(以下、執筆グループ)の意見：死後画像診断事業を国民保健サービス内で実施可能とするために、この共通の標準化された事業を、保健省と司法省の両省が監督すべきである。この観点から以降のすべての議論(費用、後方支援、研修、要員)

表1 死後画像診断の社会基盤に関する問題提起

- 死後画像診断を導入するに当たり、選択肢として利用可能な社会基盤は何か?
- それぞれの選択肢について、その長所、短所は何か?

を展開するに当たって、国営の死後画像診断事業になることを前提とする。

#### ●撮像機器

以降のすべての議論(費用、後方支援、研修、要員)を展開するに当たって、CTを成人用、MRIを小児用として国営事業で使用することを前提とする。

#### ●死後画像診断業務の流れ

ビクトリア法医学研究所(オーストラリア)の例を参考に、イギリスで行う場合の死後画像診断事業の流れを図1に示す。

#### ●撮像装置への遺体搬送

遺体搬送には以下の3つの状況が考

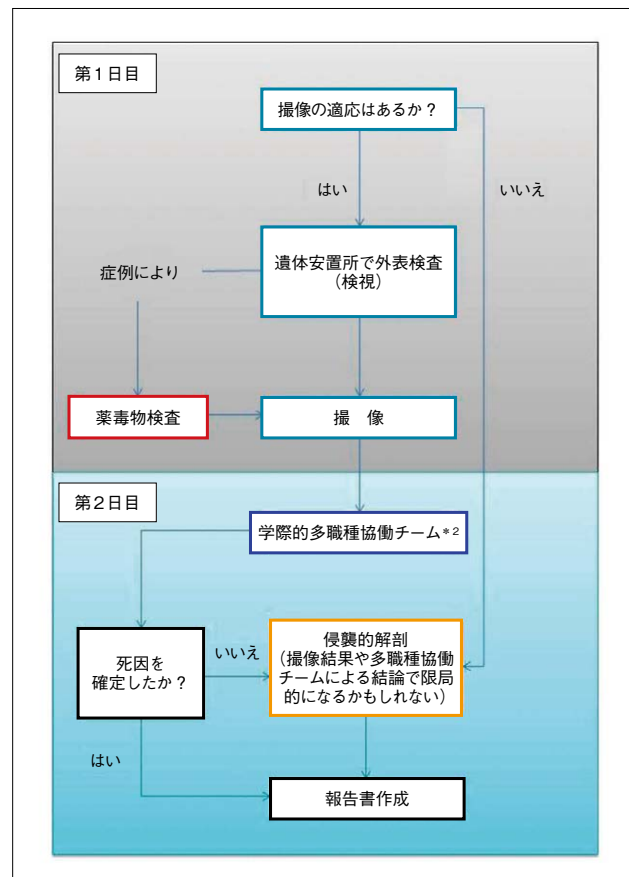


図1 死後画像診断業務の流れモデル

\*1 原題は“Cross-Sectional Autopsy Imaging Infrastructure”となっており、cross-sectional autopsy imaging (断層オートプシー・イメージング)という言葉は、単に死後画像診断と訳した。

\*2 原文はMDTで、multidisciplinary teamの略称。